



介護保険を利用するには

介護保険の対象となる方

- ・ 65歳以上の方 ： 疾病に関係なく申請できます
- ・ 40歳～64歳の方： 特定疾病（下記の疾患）のある方



- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 糖尿病性神経障害 糖尿病性腎症 糖尿病性網膜症
- 進行性核上性麻痺 大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- がん（医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないものと判断したものに限る）

申請方法と利用の仕方

介護保険申請

市区町村の介護保険担当窓口へまたは地域包括支援センターへ申請します

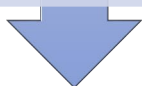
【持ち物】 介護保険証（65歳以上）・健康保険証 【確認すること】 主治医の氏名



介護サービスがどのくらい必要か調べます

認定調査：調査員が訪問して聞き取り調査を行います

主治医意見書：主治医に意見書が送付されます



認定審査会

判定が行われ、認定結果が郵送されます

（申請から要介護認定まで1～2か月程度かかります）



介護認定後、ケアプランを作成し

サービス利用が開始されます

（場合によっては、認定前にみなし利用する場合があります）

介護サービスについて

認定結果は申請日から有効となります

要介護5
要介護4
要介護3
要介護2
要介護1



【介護サービスを利用できます】

- ・居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）に相談し、介護サービスを利用します
- ・ケアマネージャーの選定については介護保険担当窓口や地域包括支援センターで相談ができます

要支援2
要支援1



【介護予防サービスと

介護予防・生活支援サービス事業を利用できます】

- ・地域包括支援センターに相談し、介護予防サービスを利用します

非該当
(自立)

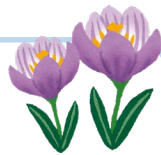


【介護予防・生活支援サービス事業と 一般介護予防事業を利用できます】

- ・介護保険担当窓口や地域包括センターに相談し利用します

主な介護サービス

詳しい内容についてはご相談ください



訪問介護（ホームヘルパー）
デイサービス
ショートステイ

訪問看護
デイケア（通所リハビリ）
施設入所

訪問リハビリ
訪問入浴
福祉用具のレンタル・購入

住宅改修 等

支給限度額と費用負担

要介護度	支給限度額	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円

患者総合サポートセンターでは、説明やご質問をお受けしています。ご不明な点はソーシャルワーカーまでお問合せください。

伊勢原協同病院 患者総合サポートセンター 0463-94-2111(代表)

※記載の内容は、2024年7月の情報に基づいています。今後の制度等の改正により、内容に相違点が生じる可能性があります。